

軽自動車の車検(継続検査)時 納税証明書の提出は原則不要です

現在、軽自動車税の車両ごとの納付状況をオンラインで確認できる軽自動車税納付確認システム(軽JNKS^{ジュエックス})が運用されています。

このため、軽自動車の車検(継続検査)時に納税証明書の提出が原則不要となっています。

なお、次に該当する車両は納税証明書が必要ですので、役場税務課で申請してください(手数料無料)。申請には車の標識番号と車台番号の下4桁の記入が必要です。

車検時に納税証明書が必要な場合

- ・軽自動車税を納付後すぐに車検を受ける場合(軽JNKSのシステムに反映するまで3週間ほどかかることがあります)
- ・他の市区町村へ引っ越しされた直後に車検を受ける場合
- ・中古車購入直後の場合
- ・車検を受ける車両に軽自動車税の未納がある場合(未納分を納付後、納税証明書の発行ができます)

*以上の理由に該当しないにも関わらず軽JNKSに登録されていない場合など、ご不明なことがありましたら担当へお問い合わせください。

*令和6年度より軽自動車税の納税証明書の送付を廃止しました。

*軽JNKSの詳細は、地方税共同機構

ホームページをご確認ください。

地方税
共同機構
ホームページ



◆問い合わせ先 税務課 収納担当 ☎0748-5216570

軽自動車税(種別割)の減免について

4月1日現在、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、一定級以上の障害を有する方が所有する軽自動車(原動機付自転車含む)は、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

申請をされる方は、次の必要書類をそろえて役場税務課で手続きを行ってください。

●申請に必要な書類

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ②運転免許証(運転免許証情報が紐づいたマイナンバーカードも可)
- ③自動車検査証(4月1日現在、使用者および所有者欄に登録がある者が障がい者本人であること)
- ④納税通知書・納付書(5月上旬に郵送します。ただし、口座振替の方は納付書がありません)
- ⑤軽自動車税(種別割)減免申請書
- ⑥生計同一・常時介護証明書

※③身体障がい者等が年齢18歳未満

の身体障がい者である場合または知的障がい者、精神障がい者である場合には身体障がい者等と生計を一にする者の所有する軽自動車等を含みます。

※⑥については、身体障がい者等本人以外の家族の方が運転される場合に必要です。

※⑤軽自動車税減免申請書および⑥生計同一・常時介護証明書の用紙は税務課で配布させていただきます。

なお、前年度に減免を受けていた方で、その内容等に変更のない方は、「軽自動車税(種別割)の減免に係る現況報告書」(税務課より送付)の提出により継続して減免申請ができます。(郵送による提出も可能です)

詳細は、事前に税務課までお問い合わせください。

●受付期限

納税通知書到着後から5月26日(月)まで(納期限7日前)
※土日祝および受付期限後の申請は受け付けられません。

◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎0748-5216570



戸籍に氏名のフリガナが記載されます フリガナの通知が届いたら、必ず確認しましょう！



○戸籍に氏名のフリガナが記載されるまで

①改正戸籍法の施行(令和7年5月26日)

戸籍の氏名にフリガナを記載する制度が始まります。これまで、氏名のフリガナは戸籍の記載事項とされていみせんでしたが、この改正法の施行により新たに氏名のフリガナが記載され、公証されることになりました。

②記載される予定のフリガナの通知

改正戸籍法の施行日以降1年以内(令和7年5月26日から令和8年5月25日まで)に限り、氏名のフリガナの届出をすることができます。この届出が受理されれば、届け出た氏名のフリガナが戸籍に記載されることとなります。

本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定のフリガナを、原則戸籍の筆頭者に通知します(施行日以降本籍地から郵送されます。日野町が本籍地の方へは8月上旬に通知を発送予定です)。誤りがないか、必ず内容をご確認ください。

誤りがあれば、フリガナの届出をしてください。

誤りがなければ、届出をしなくても通知のとおり記載されますので、ご安心ください。

※通知書は戸籍単位で郵送し、戸籍内で同じ住所の人は1通につき4人まで記載されます。戸籍内で別住所の人は住所地ごとに郵送されます。

③市区町村長によるフリガナの記載 (改正戸籍法の施行日から1年後)

改正戸籍法の施行日以降1年以内に氏名のフリガナの届出がなかった場合には、本籍地の市区町村長が管轄法務局長の許可を得て、令和8年5月26日以降に、通知した氏名のフリガナを戸籍に記載します(この場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得て、ご自身の届出により変更することできます)。



○具体的な届出の方法

①届出ができる方

●氏のフリガナの届出人
原則として戸籍の筆頭者が単独で届け出るようになります。

筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合はその子が届出人になります。

●名のフリガナの届出人

すでに戸籍に記載されている人がそれぞれ届出人になります。

②届出方法

- ・マイナポータルを利用してオンライン
- ・市区町村窓口
- ・郵送

※詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

法務省
ホームページ



◆問い合わせ先 住民課 住民担当 ☎0748-52-6571